

南 九 州 市
ネーミングライツ導入
ガイドライン

令和7年6月

財政課管財係

目 次

1 はじめに	1
2 ネーミングライツとは	1
3 導入の対象	2
4 導入の方法	2
5 ネーミングライツ料	3
6 期間	3
7 応募・提案資格	3
8 愛称の条件	4
9 選定の手続き	4
10 審査項目及び審査ポイント	5
11 ネーミングライツ契約の締結	5
12 費用の分担	5
13 契約の解除	6
14 契約の更新	6
15 リスク負担	6
16 秘密の保持	6
17 ネーミングライツ導入手順の流れ	7
様式1	8
様式2	9
様式3	10

1 はじめに

本市では、厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により、公共施設等の利用も減少することが予想されることを踏まえ、長期的な視点をもって建替えや、施設の長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を減らし、平準化することを目的として、平成29年3月に「公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

この計画の基本方針の一つに民間活用による「維持管理経費の削減」を掲げておりますが、他の自治体においても広告などによる歳入確保策が実施されており、なかでも公共施設へのネーミングライツが広がっているところです。

そのため本市においても、施設の管理・運営費に充てる新たな財源の確保を図るため、本市が所有する施設にネーミングライツを導入することとしました。

このガイドラインは、本市のネーミングライツ導入に向けた基本的な考え方や方向性を示したものです。

2 ネーミングライツとは

（１）ネーミングライツの定義

「ネーミングライツ」とは、一般的に、施設の愛称を付ける権利のことを意味し、“命名権”とも言われますが、本市におけるネーミングライツの定義は、本市が所有する施設の愛称を付ける権利を売却することとします。

なお、ネーミングライツは、あくまで愛称を付けるものであり、条例に定めている施設の正式名称を変更するものではありませんので、公文書や議会等の公の会議では正式名称を使用する場合があります。

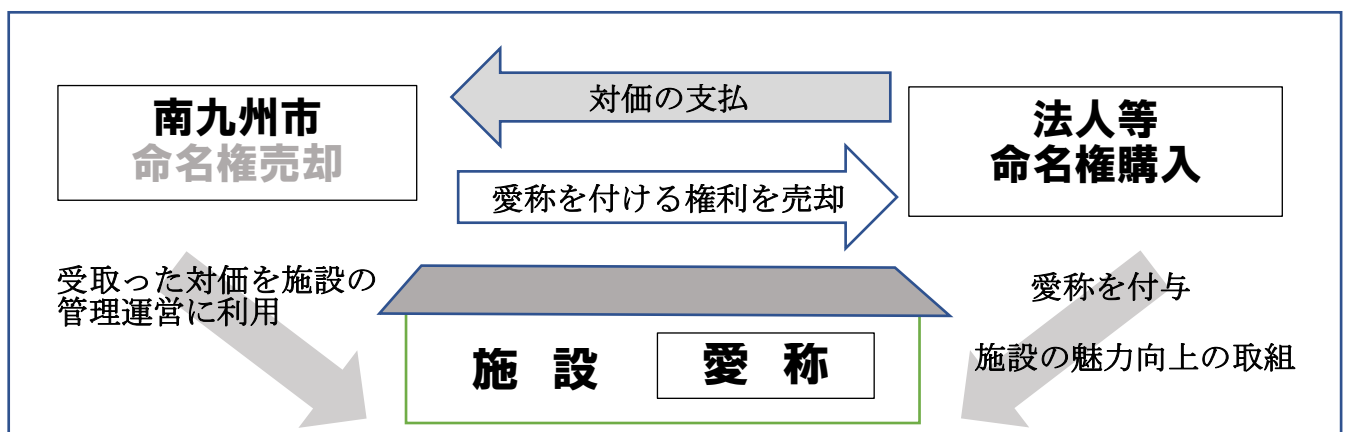
また、愛称を付ける権利を得た法人等のことを、本市では「ネーミングライツパートナー」と呼びます。

（２）ネーミングライツ導入の効果

本市がネーミングライツを導入することにより以下のような効果が期待できます。

- ① 本市の資産を有効活用し、ネーミングライツ収入による財源の確保又は施設の維持管理経費を節減することができます。
- ② 応募する法人等から、金額だけでなく、施設の魅力向上につながる提案を行ってもらうことにより、市民サービスの維持、向上に寄与することができます。
- ③ 法人等の新たな広告媒体として活用されることにより、地域経済の活性化に寄与することができます。

【ネーミングライツのイメージ】



3 導入の対象

本市が所有するスポーツ施設や文化施設、公園等の施設（及び施設の一部）のうち、ネーミングライツの導入により広告効果が見込める施設を対象とします。

ただし、市庁舎や学校、市営住宅のほか、寄贈品の多い資料館や、施設の名称に歴史や平和的な経緯がある「知覧特攻平和会館」など、愛称を付与することがふさわしくない施設は対象外とします。

なお、すでに愛称が決定し、広く市民に親しまれている施設についても同様に、対象外にする場合があります。

4 導入の方法

ネーミングライツの募集は、原則、公募とし、公募型プロポーザル方式により実施します。

（１）施設を特定して募集する場合（特定募集型）

ネーミングライツ事業に必要な事項について、対象施設ごとに募集要項を定め、本市ホームページ等により募集します。

- ① 対象施設の選定
- ② 募集条件の設定（最低価格の設定も含む）
- ③ 募集（様式１，様式２により応募）
- ④ 南九州市有料広告審査委員会（以下、有料広告審査委員会）での審査，優先交渉権者の選定
- ⑤ 優先交渉権者との協議
- ⑥ 契約締結
- ⑦ 庁内及び利用者等への周知
- ⑧ 看板，印刷物等の変更，愛称の使用開始

（２）導入施設も含めて法人等が提案する場合（提案募集型）

法人等が、愛称を付けたい施設を選び、愛称や金額とともに提案することができる方法です。

応募については、募集要項を定め、本市ホームページ等により募集します。

ただし、事前相談のあった施設が、他に複数の応募が見込まれると判断した場合は、改めて募集要項を定め、本市ホームページ等により募集します。

- ① 法人等から事前相談（様式２，様式３により相談）
- ② 有料広告審査委員会による導入可否及び公募要否の検討
- ③ 他に応募者がいないか募集要項を定め、本市ホームページ等で募集（公募必要の場合）
- ④ 有料広告審査委員会での審査，優先交渉権者の選定
※導入可能かつ公募は不要と判断した場合は③，④を省略
- ⑤ 優先交渉権者との協議
- ⑥ 契約締結
- ⑦ 庁内及び利用者等への周知
- ⑧ 看板，印刷物等の変更，愛称の使用開始

5 ネーミングライツ料

(1) ネーミングライツ料

ネーミングライツ料の価格表示は消費税を含む年額とします。

(2) 最低価格

各施設のネーミングライツ料の最低価格は、原則として類似都市、利用者数、広報媒体への露出状況等を勘案して算定します。

(3) ネーミングライツ料の用途

ネーミングライツにより本市が得た対価は、基本的に特定財源として、その施設の運営・管理に役立てることとします。

(4) ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、毎年度当初に、本市が発行する納付書により指定された期日までに一括してお支払いただくことを基本とします。

6 期間

市が指定するときから原則として3年以上5年以内とし、施設の特性等に応じて決定するものとします。ただし、指定管理者制度の導入施設は、指定期間を考慮し適切な期間を設定できるものとします。

なお、契約期間満了前までに本市及びネーミングライツパートナーの双方に不都合が生じなければ、優先的に契約の更新ができるものとします。

7 応募・提案資格

応募・提案できる法人等は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体等とします。ただし、以下のいずれかに該当する法人等は応募・提案ができません。

※施設によっては用途に応じて、規制する業種等を追加することがあります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定により規制を受ける業種その他これに類するもの
- (2) 鹿児島県青少年保護育成条例（昭和 36 年鹿児島県条例第 65 号）の規定により規制を受ける業種その他これに類するもの
- (3) 武器等の製造事業又は武器等の販売業
- (4) たばこ製造業又はたばこ卸売業
- (5) 公営を除くギャンブルその他これに類するもの
- (6) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）の規定により規制を受ける貸金業
- (7) 利殖を目的とした投資・投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業
- (8) 整体、カイロプラクティック、エステティック等の法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (9) 占方業又は運勢判断業
- (10) 興信業又は探偵業
- (11) 債権取立業又は示談引受業
- (12) 火葬業、葬儀業又は墓地管理業

- (13) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある事業者
- (14) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある事業者
- (15) 各種法令に違反している事業者
- (16) 悪質な行為等により、過去 5 年間に行政機関又は公的機関から指名停止などの行政指導を受けた事業者
- (17) 前各号に掲げるもののほか、この基準による規制の対象外の業種又は事業者であって、現に社会問題を起こしているもの
- (18) その他市長が適当でないと認めるもの

8 愛称の条件

ネーミングライツの愛称は、次の条件を付し、又は満たすものとします。

- (1) 愛称は公共の施設等にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から市民の理解が得られるものとします。
- (2) 施設の特性により、特定の地名等を含めるなど、各施設の募集要項に条件を定めることがあります。
- (3) 公文書や議会等の公の会議では正式名称を使用する場合があります。
- (4) 使用することができない愛称 以下の愛称は使用することができません。
 - ① 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
 - ② 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ③ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
 - ④ 氏名、商標、著作物等を無断で使用したもの
 - ⑤ 非科学的なもの、迷信に類するもの及び人を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
 - ⑥ 世論が大きく分かれているもの
 - ⑦ 本市があたかも推奨していると思われる表現をしているもの
 - ⑧ 本市の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの
 - ⑨ その他不適切であると認められるもの
- (5) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はしないものとします。

ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、本市とネーミングライツパートナーとで協議の上、その可否を決定するものとします。

9 選定の手続き

ネーミングライツパートナーの選定のため、有料広告審査委員会の審査を経て、優先交渉権者を選定します。

なお、著しく点数の低い審査項目がある場合など、本市が適当でないと認められる場合には、優先交渉権者として選定しないことがあります。

10 審査項目及び審査ポイント

以下の視点で審査項目を定め、有料広告審査委員会で審査します。

- (1) 愛称 当該施設にふさわしいか、市民に親しまれるものか、呼びやすくわかりやすいかなど
- (2) 提案額 他団体の提案額との比較、最低価格との比較など
- (3) 契約期間 期間の長さなど
- (4) 施設の魅力向上に関する提案（役務等の提供に関する提案）

提案の例 ※1
イベント開催、チケットの障がい者団体等への寄贈、ベンチや備品等の寄贈、植樹作業、案内看板の設置、花の植え込み、樹木・生垣の剪定、市民活動団体への支援、除草作業、清掃作業など

※1 本項目は提案がなくても構いませんが、積極的な提案を期待します。

- (5) 法人等の経営状況 経営状況の健全性など
- (6) 地域や社会への貢献度 地域や社会への貢献の実績があるかなど
- (7) その他審査に必要な事項
施設ごとに独自の項目を設けることができるものとします。

11 ネーミングライツ契約の締結

優先交渉権者として選定した者と、契約の内容について協議し、協議が整った場合には本市は契約を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、合意に至らなかった場合には、次点者と契約の締結に向けた協議を行います。

12 費用の分担

本市と、ネーミングライツパートナーの費用負担は、下記表のとおりとします。

なお、ネーミングライツパートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料の他に別途負担する必要があります。

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等の表示変更 ※2		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や 本市 ホームページの表示変更 ※3	○	

※1 10-(4)の施設の魅力向上に関する提案は、ネーミングライツパートナーの負担になります。

※2 敷地外や新規の看板設置等は、本市や関係機関と協議の上、可能な表示について行います。

※3 印刷物の名称変更については、経費に無駄が無いように随時更新します。

13 契約の解除

信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、その他の事情等により当該施設の愛称の維持が困難な場合には、本市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合において、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担となり、契約金の返金もしません。

14 契約の更新

本市は契約期間満了までに、当該施設に係るネーミングライツの継続実施を判断します。

なお、愛称の変更による市民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツパートナーは、次回期間の契約について、優先的に交渉できることとします。

15 リスク負担

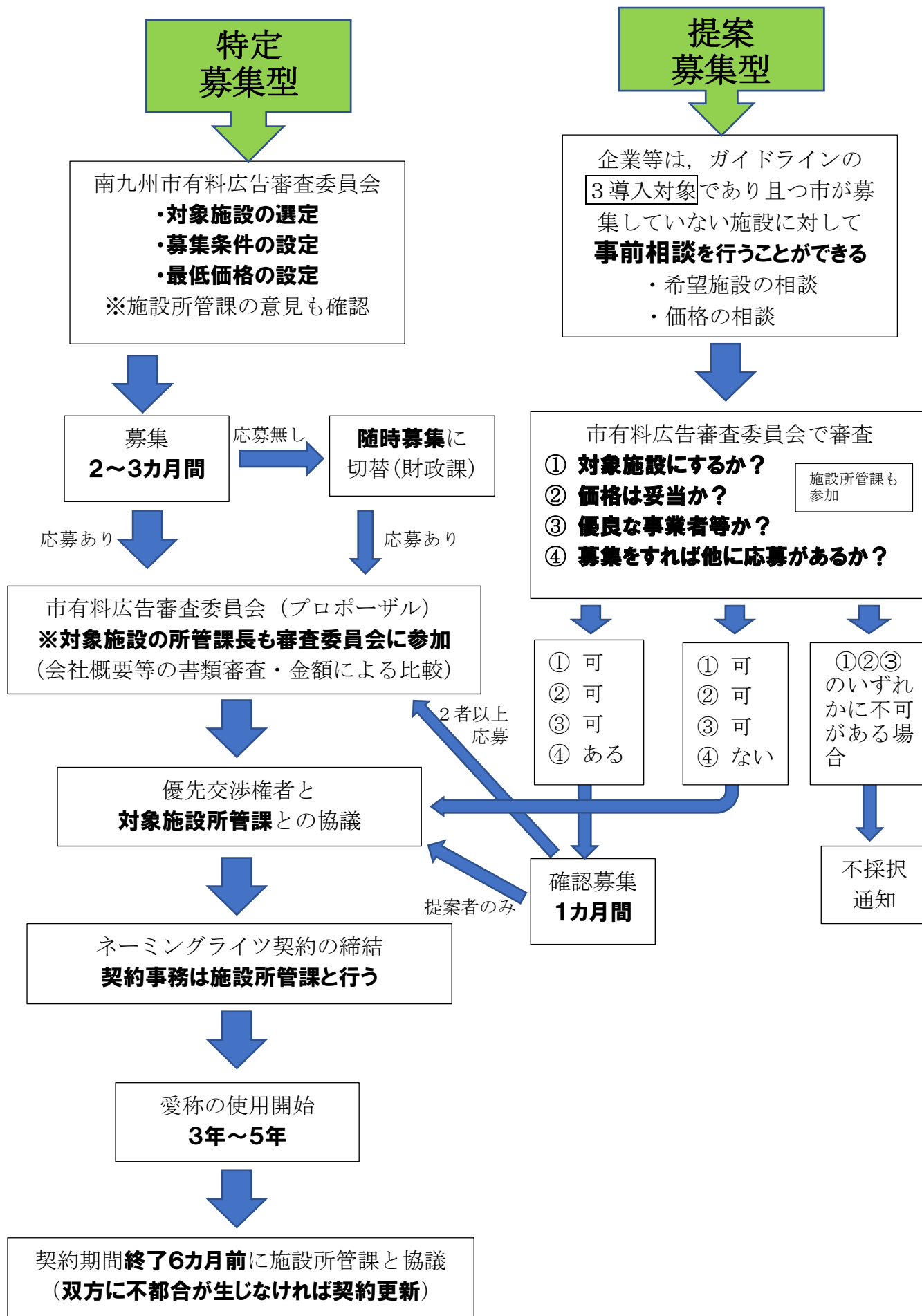
ネーミングライツパートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、本市とネーミングライツパートナーが協議し決定するものとします。

16 秘密の保持

法人等からの応募及び内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しません。

17 南九州市ネーミングライツ導入手続きの流れ



様式 1

ネーミングライツ申込書

年 月 日

南九州市長 殿

申込者 住所
氏名
電話

次のとおりネーミングライツを申し込みます。

施設名	
提案する愛称名	
ネーミングライツ料	年額 円（消費税額及び地方消費税額を含む）
愛称を使用する期間	（ 年 月 日 ～ 年 月 日 年間）
施設の魅力向上に関する提案	

【事務担当者及び連絡先】

所属・氏名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

- 【ネーミングライツ申込書（様式 1）、事業者概要調書（様式 2）以外に添付する書類】
- ① 新設又は変更したい看板の設置位置、図面、デザイン（様式なし）
 - ② 当該法人の定款（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - ③ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - ④ 法人等の申込日前において作成した直近の決算書類
 - ⑤ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人等の概要が分かるもの
 - ⑥ 南九州市税の滞納がないことの証明書

様式 2

事業者概要調書

[illegible]

様式3

ネーミングライツ事前相談書

年 月 日

南九州市長 殿

申込者 住所

氏名

電話

次のとおりネーミングライツを提案するため、事前相談を申し込みます。

施設名	
ネーミングライツ料	年額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
愛称を使用する期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（ 年間）
提案する愛称名	
施設の魅力向上に関する提案	
対象施設の選定理由、応募の趣旨等	

【事務担当者及び連絡先】

所属・氏名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

【ネーミングライツ事前相談書（様式3）、事業者概要調書（様式2）以外に添付する書類】

- ① 新設又は変更したい看板の設置位置、図面、デザイン（様式なし）
- ② 当該法人の定款（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ③ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- ④ 法人等の申込日前において作成した直近の決算書類
- ⑤ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人等の概要が分かるもの
- ⑥ 南九州市税の滞納がないことの証明書